

あろらん



市政だより

昭和51年

10月

15日

No. 398



市民体育大会～体操～10月11日

毎月第3土曜日「市民体力づくりの日」

52年4月まで
市体育館を開放(使用料免除)

市政だよりは早めにお読み下さい。

第3回市議会定例会

“市民のくらしをまもる条例”は原案どおり可決

五十一年度第三回市議会定例会が、九月二十四日から十月二十四日までの九日間開かれました。

この議会では、十

月三日の文化の日

に表彰される「市功労者」十六名

の承認と、教育委員会委員、収入役、固定資産評価員の承認などを

はじめ、市の機構改革を目的とした「市事務分掌条例」の制定などが審議されました。

このほか、昭和五十年度の水道事業、病院事業、中央卸売市場事

業の決算が認定されました。

また、二月の議会定例会に提案

し、継続審議されておりました「

市民のくらしをまもる条例」と「

市廃棄物の処理および清掃に関する

条例の一部改正」の二件が原案

どおり可決され、十月から施行することになりました。

なお、今回の議会定例会に提案

しました「室蘭市職員の退職手当

に関する条例の一部改正」と「室

蘭市税条例の一部改正」の二件が

今後も継続審議されることになりま

た。

表彰される方々

公益功労者 9人

教育文化功労者 1人

自治功労者 6人



川端 末松さん



上野 一男さん



田上ハルヨさん



内池 良男さん



和泉 匠吉さん



斎藤 房雄さん



久保 東明さん



佐藤 善弘さん



岡田 勤さん



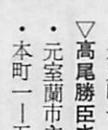
野村 文雄さん



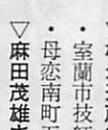
石川 又七さん



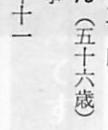
池口 武敏さん



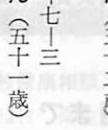
高尾 勝臣さん



麻田 茂雄さん



松坂 遠藏さん



池本 隆行さん

市功労者十六人

文化の日に表彰式

その栄誉をたたえるため、市長から表彰状と功労章、記念品を贈ります。

公益功労者

菊香の文化の日、今年度の市功労者表彰式が、市議会議事堂で行われます。

受賞される方は、公益功労者の

上野一男さんははじめ、次の十六人

のかたがたで、いずれも多年にわ

たり各職務を通じて、市政の発展

に貢献されたかたがたです。

▽上野一男さん（六十九歳）
・室蘭通船株式会社専務取締役

▽野村文雄さん（七十一歳）
・市議会議員

・香川町八十六

▽岡田勤さん（六十歳）
・農業委員会委員

・寿町二一十五

▽池本隆行さん（五十一歳）
・室蘭市主事

・母恋南町一十一一二十二

▽舟見町一一十三一四

▽松坂遠藏さん（五十二歳）
・室蘭市技師

・母恋南町五一七一三

▽麻田茂雄さん（五十一歳）
・室蘭市消防監

・舟見町一一十三一四

▽高尾勝臣さん（五十六歳）
・元室蘭市主事

・本町一一五十一

▽野村文雄さん（七十一歳）
・市議会議員

・香川町八十六

▽岡田勤さん（六十歳）
・農業委員会委員

・寿町二一十五

▽池本隆行さん（五十一歳）
・室蘭市主事

・母恋南町一十一一二十二

▽舟見町一一十三一四

▽松坂遠藏さん（五十二歳）
・室蘭市技師

・母恋南町五一七一三

▽麻田茂雄さん（五十一歳）
・室蘭市消防監

・舟見町一一十三一四

▽高尾勝臣さん（五十六歳）
・元室蘭市主事

・本町一一五十一

▽川端末松さん（六十七歳）
・日東海運株式会社社長
・海岸町三一七一六

▽内池良男さん（六十三歳）
・民生・児童委員
・崎守町一四三

▽田上ハルヨさん（五十九歳）
・保護司
・御崎町二一十三一九

▽斎藤房雄さん（八十歳）
・本輪西町四一三九九一十一
▽和泉匠吉さん（八十一歳）
・元民生・児童委員、元保護司
・栄町一一五十一

▽佐藤善弘さん（六十一歳）
・医師
・石川又一さん（七十三歳）
・石川設備工業株式会社常任監査役
・海岸町三一十三一六

▽久保東明さん（七十二歳）
・歯科医師
・水元町十二一六

▽池口武敏さん（六十五歳）
・歯科医師



（五十歳）写真が昭和十五年十月二日付で就任しました。なお、前任者の阿部敦男氏は健康上の理由で辞任されました。

室蘭市収入役に
榎本氏就任

です。

榎本氏の経歴は、次のとおりです。

三十六年	社会教育課長	課勤務
三十九年	文化センター館長	
四十二年	納稅課長	
四十四年	水道部次長	
四十六年	稅務部長	
四十八年	企画長調整部 企画長調整部	
四十九年	社會福祉部長	
五十年	市立室蘭總合病院 市立室蘭總合病院	
院事務局長		

市の機構が 新しくなりました

このたび、市の事務分掌条例の制定により、市の機構（部・課係）を一部変更しました。

主なところでは、企画調整部を企画審議室に、経済労働部を経済部に改めると同時に中央卸売市場を所管させることとし、また広く生活環境全般を担当するため、環境衛生部と公害対策部を統合して、生活環境部としました。これにより、2部5課11係が縮小となりましたが、市民サービスの低下にならないよう十分に配慮しました。

これからも、市民のために全職員が最善の努力をしてまいります。

また、機構改革に伴い、一部事務室の変更も行いましたので、ご来庁の際には、お気軽に庁内案内窓口でおたずね下さい。

なお、新しい機構図は、8、9面に、事務室配置図は、10、11面に掲載しておりますのでご参照下さい。

✿なお、中央卸売市場を経済部で所管することとし、計量検査所を経済労働省商工観光課から市民部消費生活課へ所管替えいたしました

総合計画 中間答申



寒議全風景

このほど、室蘭市総合計画審議会から、新しい総合計画についての中間答申が出されました。

中間答申は、現在推進中の室蘭市総合基本計画（昭和四十七年策定）の成果と、進行状況を総点検し、現状における諸課題など、新計画にむけての留意点を明らかにしたものですが、このうち新計画にむけての留意点については、次とのおりです。

なお、これらの資料は、市民参加による新計画づくりのために、保存のうえ活用願います。

計画を とりまく 諸課題

自さましい経済発展による繁栄を続ける半面社会生活基盤整備の立ち遅れ等に起因して、都市の不均衡発展を招来し、全国的に都市問題の克服が強く要請されていて四十一年前半の社会情勢を背景として、輝かしい未来への希望を託

既成した社会文化の擴大・発展を
境水準の引上げ、生涯教育の展開
をめざした教育文化諸環境の整備
充実など快適性、利便性を保障し
た都市的市民生活が當なめるマチ
づくりを強く求めている。

いは不況の長期化に伴う雇用市場の緊張など計画推進をとりまく環境は変動した。

また、本市は、開発の遅れていった北海道のなかにあって、最大の重化学工業港湾都市として発展を続けてきたが、本道における国の大規模プロジェクトの推進に伴う物流体系の変化が、本市産業活動へ影響し、不況下における苦悩をさらに増大させるなど新たな課題も顕在化している。さらに、生活の多様化、地域化に伴い価値観に変化をもたらし、市民意識は時代に沿ひこゝまで留まらず、主たる農業生

し、より豊かで健康な生活のマチ 室蘭市の建設をめざし、現計画は策定された。

しかしながら四十年代後半に入り、社会経済情勢は激動し、税収の伸び悩みと物価の高騰等による地方財政の悪化、総需要抑制に伴う公共事業の一部繰り延べ、ある

都市基盤
整備計画

土地利用計画

市街地の配置と土地利用計画を見直すに当たっては、人口や世帯構造の変化、経済社会情勢の変動に対応した産業等の十分な見通しのもとに行うべきであるが、市街地としての市街化区域については土地条件や今後の生活関連施設の整備、住民の意向等を十分考慮して適正な規模と配置を図ることが

都市として都市機能の集積を進め
てきたが、市民生活ならびに産業
活動の急速な広域化に伴い行政の
立ち遅れが顕在化していることか
ら本市が、西胆振広域圏のなかで
果すべき役割を認識し、自己完結
的発想から脱却した諸計画の展開
を図る必要がある。

新しいまちづくりのためには

その
1

必要であり、既成市街地の面的整備の推進による住環境の向上、商業業務機能の向上を図るとともに計画的な工業団地の配置による土地利用の純化を促進するよう配慮することが肝要である。

また、市街地外の土地利用計画については、自然保護、生産緑地等との十分な調整を図るとともに北海道縦貫自動車道の通過と室蘭西インター・チエンジの設置が予定されている地域は、産業振興計画等との密接な関連のもとで土地利用計画を確立し、必要な用地の確保等の施設整備に対する容易性を図っておくべきである。

計画が目ざす発展方向の見通しに
つとめ、市民生活の向上と産業の
振興など望ましい将来の目標を実
現する諸施策の展開を図ることが
肝要である。

また、市民意思の積極的発揚を
図り、計画への市民意思の反映は
もとより、その具現化にあたって
市民が果すべき役割との位置づけを
展望し、市民総参加によるマチづ
くりの展開を実現できるよう十分
留意した新計画の策定が極めて
重要である。

社会開発計画

生活環境整備計画

1、緑化

一方、水質汚濁については、今後企業の増設等による汚濁の進行などを勘案し、適正な行政指導を行ふとともに、下水処理施設の整備を進めて生活関連排水に対処するなど、総合的な施策の推進をするからなければならない。

3、住宅

健康で潤いのあるまちづくりを進めるため、市民の森の造成や学校緑化、市施設緑化はじめ、街路樹の植栽や工場、事業所の緑化により「緑の都市軸」を形成し、あわせて既存緑地の整備と植栽樹の保護育成をはかり、緑化思想の普及とあいまって、より強力な緑化推進を図るため、緑化条例等の制定により、市民総ぐるみでの緑化運動の推進が必要である。

2、公害防止

昭和五十一年二月、北海道で策定の、公害対策基本法に基づく「室蘭地域公害防止計画」の実効を期して、市民の健康を保持し、快適な生活環境の保全に努めることを基本的な留意点として、今後ににおける各般の施策を設定することが肝要である。とくに現状において、環境基準を満足していない大気汚染物質については監視測定体制を強化し、公害発生源に対する規制指導を行うなど積極的な施策が望まれる。

また、快適な生活環境の阻害因となる騒音、悪臭についても、監視測定と指導の徹底に努めることが必要である。

5、下水道

一方、水質汚濁の向上、公共水域の水質汚濁に對処するため、公共下水道の整備および都市下水路の整備は急務であり、また、水洗化普及についても、より積極的に促進する必要がある。

6、清掃

市民生活の向上とともに多様化が変化していることから、住宅建設計画にあたっては、世帯数の動向などの十分な見通しのうえで計画を樹立し、より良好な宅地の供給と住宅環境施設の整備改善や住宅の量から質への転換をはかり市民の要求にふさわしい住宅を需要に応じて供給できるよう、公的住宅の建設を図ると共に、民間の住宅建設を促進し、また既存住宅の保全改良など有効活用を図るために施設が必要である。

4、上下水道

将来の需要増に対応した水資源開発のため、関係機関との相互理解を深めながら、広域水体制の確立につとめるとともに、施設の改良等により効率の向上を図らなければならぬ。また、高台地区の市街地開発事業にあわせた整備計画の樹立が望まれる。

なお、水資源確保や水質汚濁防止のため、水源涵養保安林の確保が望まれる。

また、成人病等の予防、検診事業と保健

もに埋め立て地についても、これを取得するにあたっての国との制度化を求めるなかで、長期的展望に立った新規埋め立て地の確保を早急に図る必要がある。

さらに、きれいな住まいよいまちづくりのためのPR活動を強化し、市民の積極的な参加を求め、

自主活動を奨励するなど、市民との協力体制のもとで清掃事業を推進するとともに、産業廃棄物についても事業者が自らの責任において処理するための行政指導が必要である。

（消防）

市内生活の向上とともに多様化し、増加する廃棄物を迅速かつ適切に処理して、快適な生活環境を保持するため、処理施設を年次的に整備し、機能の向上を図るとともに、住宅地の拡大に伴う

医療に関する啓蒙、指導、相談の充実、地域の一般診療需要に対応する診療所の適正配置、医療の専門、高度化に対応する基幹病院の機能強化、精神障害者の社会復帰を促進する施策、施設の整備、老人の保健、医療確保のための施設の充実、救急、急救対策の強化、保健医療のマンパワー確保と定着のための対策等に留意する必要がある。

これに対処するサービス提供の方針についても、健常増進から予防、診療、リハビリテーション、社会復帰に至る総合的かつ一貫したものが要請されるとともに、疾患構造の変化と医学の著しい進歩に伴い、保健医療機関の機能分担と連携を図る中で、組織的、体系的に供給されること、すなわち保健医療のネットワークの形成が望まれている。

8、防災・消防

（防災）

早期指定、治山治水事業の促進など自然災害に対する施策とともに災害発生時における応急対策についても留意する必要がある。

また、石油コンビナート等の産業災害については、法に伴う防災体制の強化を図るよう積極的な努力が望られる。

11月1日号に、この統一を掲載しますので、あわせて参考にして下さい。

一方、交通災害の未然防止を図るために、交通安全施設の整備が急務であるが、市民の交通安全思想の高揚を図るための施策の推進についても留意することが必要である。

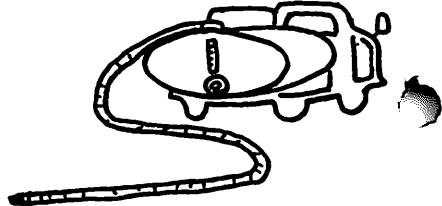
さらに、消防機動力の増強に伴つて化学車等が大型化していることから、庁舎の増改築について十分な検討を行い、消防機関の拡充強化に努めなければならない。

一方、石油コンビナート等特別防災区域の指定による化学消防力の増強と、これに要する人員の確保については、多額の財政負担を伴うものであるが、石油コンビナート等災害防止法の趣旨を尊重して、その具体化を図るよう積極的かつ多角的な検討が望まれる。

くみ取手数料が改正されました

下水道処理区域内のし尿収集並びに事業活動に伴うし尿収集の適正化など、清掃事業の合理的運営を図るため、二月の定例市議会に提案し、懇親審議となつておりますした「室蘭市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正」が九月定例市議会で可決されました。

これに伴い、くみ取手数料等は次とおりとなりましたので、くみ取を申込みされるときや、くみ取券を求められるときには、十分にご注意下さるようご協力を願いいたします。



くみ取手数料

◎ 一般家庭、事業者ともに蘭西下水道処理区域内は

・三六リットル（一荷）
あたり二〇〇円です。

〈対象地域〉

祝津町、港南町、増市町
小橋内町、築地町、緑町
西小路町、沢町、海岸町
幕西町、常盤町、清水町
幸町、本町、栄町、舟見
町、中央町、山手町

◎ 事業者で蘭西下水道処理区域外（前記の町以外）は

九月三十日までにお求めになりました。くみ取券は十二月二十日までにご使用下さい。
なお、使用できませんでしたくみ取券は、各地区サービスセンターでお取替いたします。

旧くみ取券の使用

くみ取加算料

・一か月以内に二回以上のくみ取を行う場合は、一回を超えるごとに、一、六〇〇円を加算します。

くみ取手数料標準価格表

（新料金）

蘭西下水道処理区域内 (一般家庭・事業者共)	$1.4\ell \times 3.4人 \times 30日 = 142.8\ell$ 143ℓ 36ℓ (1荷) = 4 (荷) $\times 200円 = 800円$
蘭西下水道処理区域外の事業者 (規模事業所の救済措置)	1家庭 (3.4人) 1か月排出量 143ℓ 従業員10人の1か月排出量 210ℓ (1人0.7ℓ × 10人 × 30日) 計 353ℓ 360ℓを標準として360ℓまでを一般家庭くみ取手数料同額の400円とする

（改正前）

1人1日排出量 \times 1家庭平均家族数 \times 1か月 $= 142.8\ell$ 1.4ℓ $3.4人$ $30日$
143ℓ 36ℓ (1荷) = 4 (荷) $\times 40円 =$ 160円

日常身近かな費用との比較

区分種別	単位	1か月利用回数	1人当1か月負担額	摘要
くみ取料	1世帯1か月 800円	1回	235円	$800円 \div 3.4人$
風呂	1回 135円	6回	810円	5日に1回
理髪	1回 1,800円	1回	1,800円	
タバコ(男)	ハイライト 1本 6円	672本	4,032円	1日 22.4本
電話	1か月平均 3,110円	—	915円	51年3月分利用世帯 21,336の1人当たり

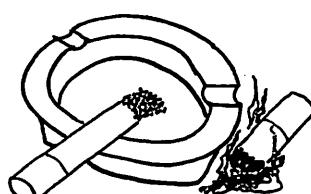


火災は人災、防ぐはあなた

あなたの注意で、安全な毎日を！

恐ろしい火災から尊い命と貴重な財産を守るために

お互い、火の元には十分注意しましょう。

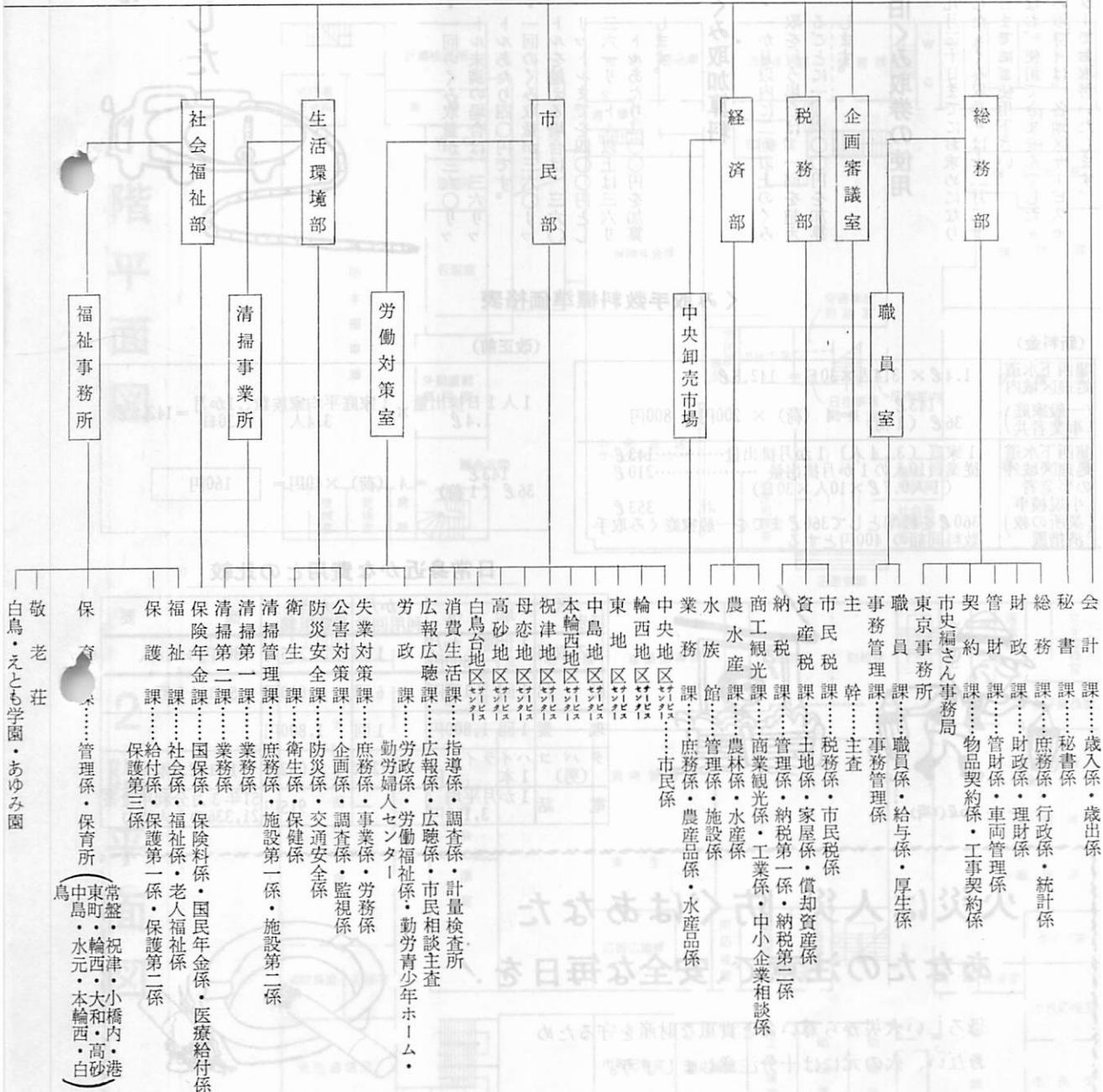


た市の機構

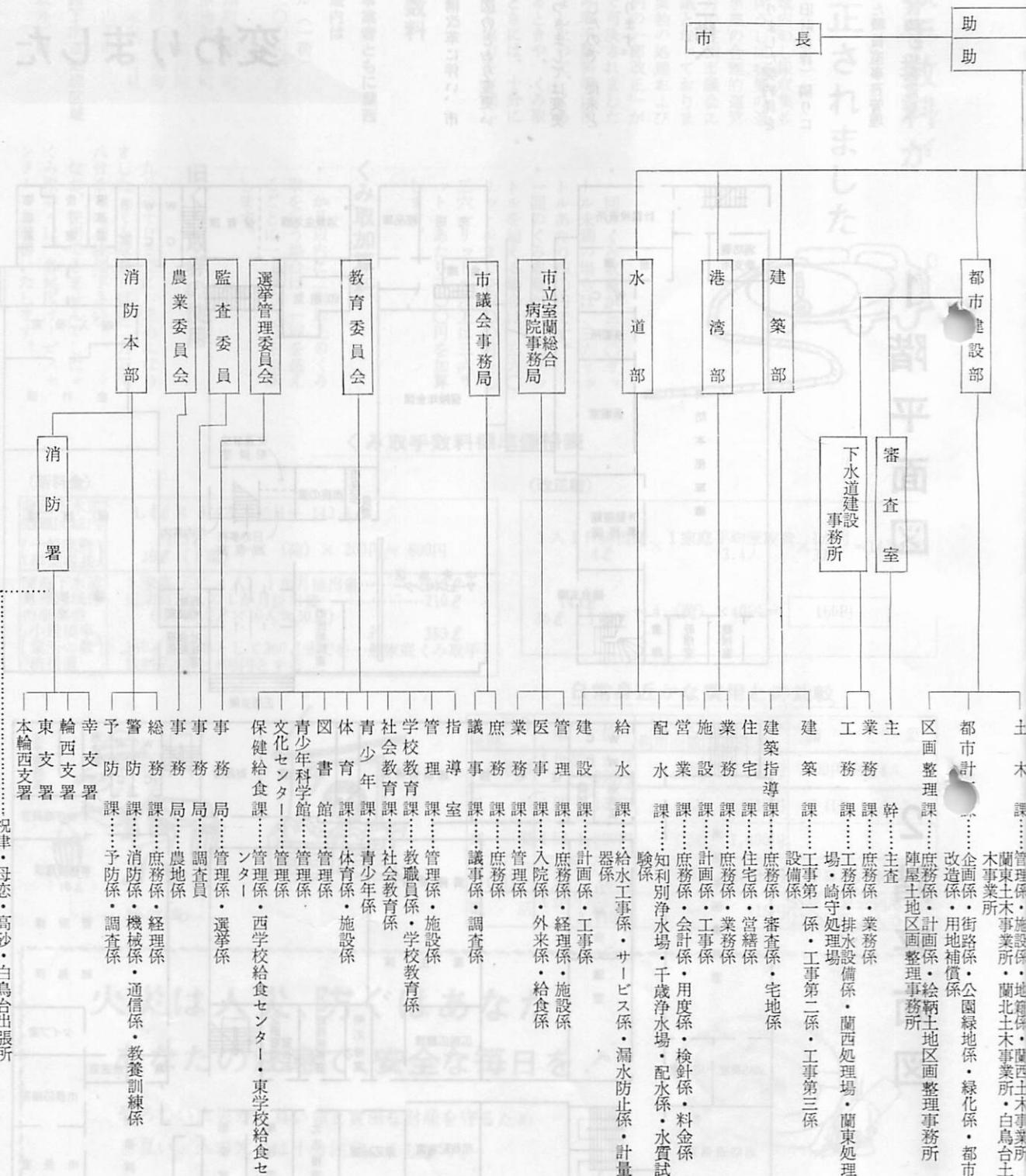
51, 10, 2付

役

役 入 収



新じくなつ

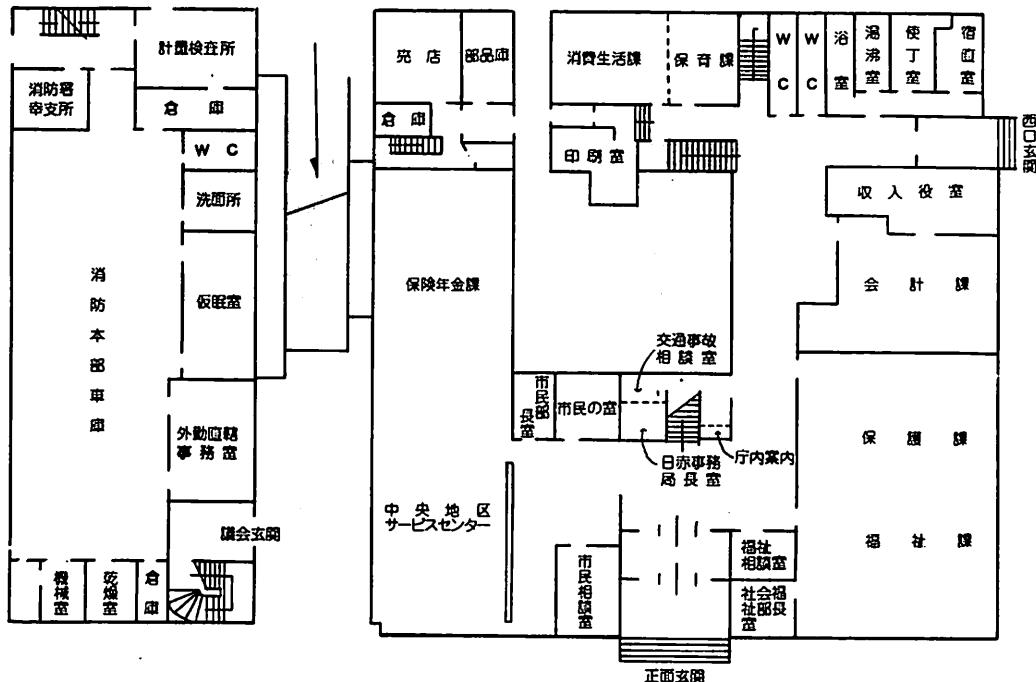


事務室が一部 変わりました

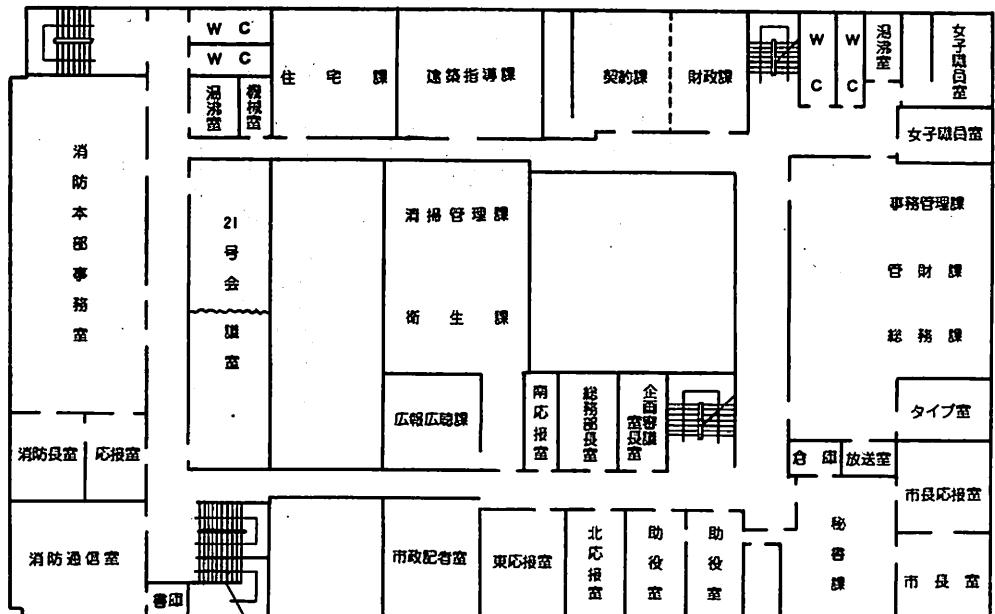
契約課は二階へ
従来四階にありました契約課を
二階の財政課（旧財務課）隣りに
移しました。
また、新設した職員室事務管理
課は、一階管財課隣りに配置し、
役所の事務室を図のとおり変更い
たしました。

このたびの機構改革に伴い、市
役所の事務室を図のとおり変更い
たしました。
なお、一階につきましては変更
いたしませんでしたので、従来ど
おり執務しております。

1階平面図



2階平面図



従来の環境衛生部長室を南応接室にしました。なお、企画調整部長室を企画審議室長室に名称を変更しました。

企画審議室は

公書文策譏跡八

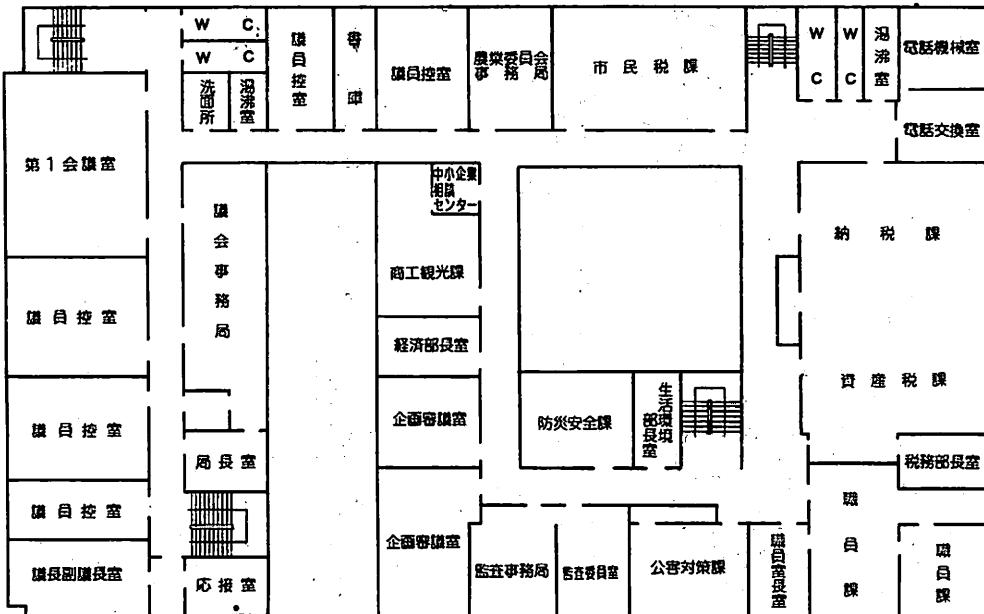
企画調整部企画課・調整課・振興課を統合した企画審議室は三階の公害対策課及び行財政研究推進本部事務局跡に配置し、公害対策課は旧調整課・振興課跡へ、また職員室長室を企画課跡へ設けました。なお、経済労働部長室を経済部長室に、また公害対策部長室を生活環境部長室にそれぞれ名称を変更しました。

労政課は 都市計画課隣りに

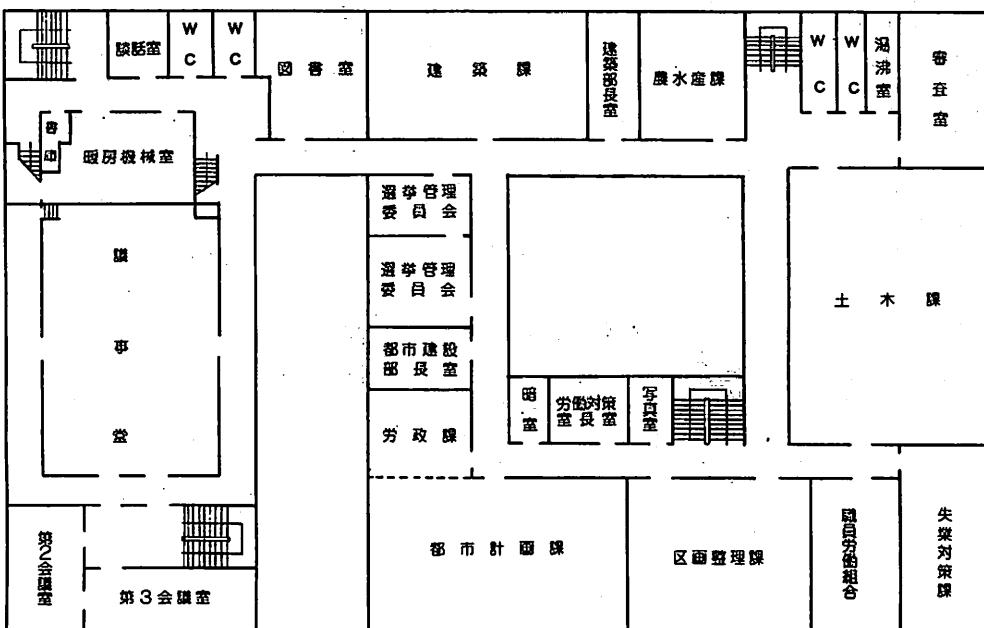
労政課は同じく四階の都市計画課隣りに移し、失業対策課は契約区画整理事務所は、労政課及び失業対策課跡に移しました。

なお、従来本庁舎分室二階にありました都市建設部審査室は四階の41号会議室跡に移しました。

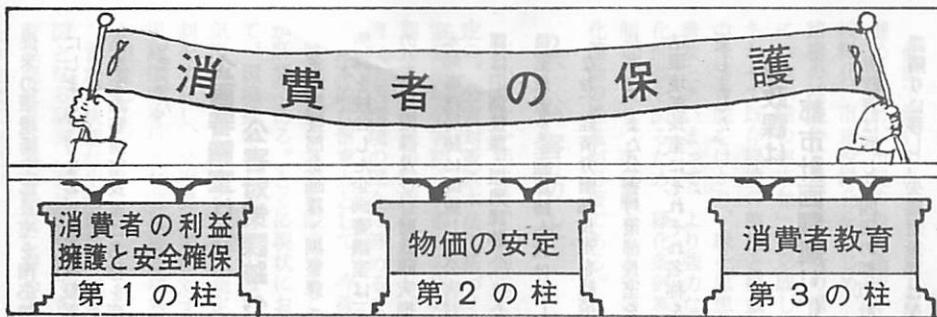
3階平面図



4 階平面図

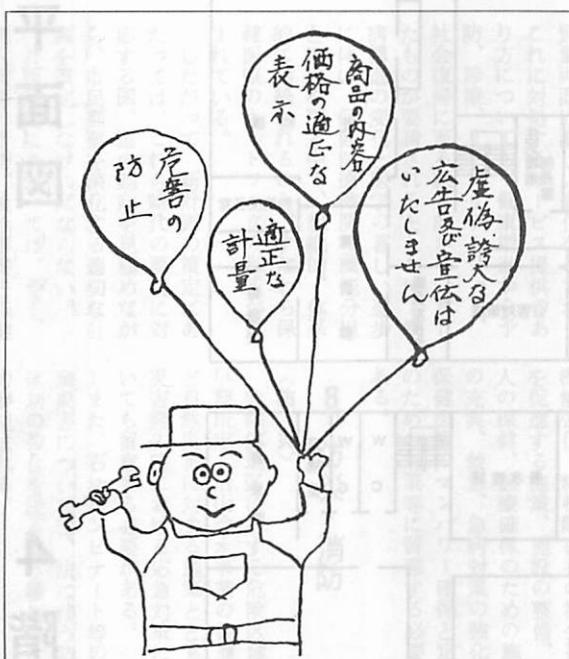


「室蘭市民のくらしをまもる条例」ができました



事業者としては

- 一、市が実施する施策に協力していただくなっています。
- 二、消費者に、危害を及ぼす商品等を、事業者が供給または提供しているときは、他の法令で措置する場合を除き、その商品等の供給または提供の中止や、回収等を事業者に指導、勧告し必要な場合には、市民に商品名等をお知らせいたします。
- 三、商品知識の普及や、情報提供など、消費者に対する啓発、教育の推進を積極的に図ることとともに、消費者の自主的な組織活動の促進を行ないます。



消費者としては

- 一、消費者は、自ら進んで消費生活に関する知識を身につけ、合理的な行動をとることとしておられます。
- 二、消費者一人の力は本当に弱いものですから、消費者相互の連携と組織化を進め、団体としての主張や要望をするなど積極的な行動をとるよう努めることとしております。

市としては

二、消費生活の安全を確保するため、消費者の生命、身体に危害を及ぼす欠陥商品や、不利益を及ぼす商品等の供給又は提供は行わないこととしております

三、危害の拡大防止の観点から、

事業者は、その販売商品が、欠陥商品であることが明らかになったときは、直ちに、その欠陥商品等の発表、回収など必要な措置を講じなければなりません



明るく豊かな消費生活を営むということは、十六万市民の願いであります。このための条例が十月一日施行されましたが、この条例をまもり育てるためには、行政、事業者、消費者が相互信頼の上にたって消す。

費者の権利確立のため協力し合うことが必要です。条例の概要につきましては、五月十五日号の市政だよりでお知らせしましたが、条例が施行されましたので、そのあらましについてお知らせいたします。

市・事業者・消費者それぞれの果すべき責任と義務

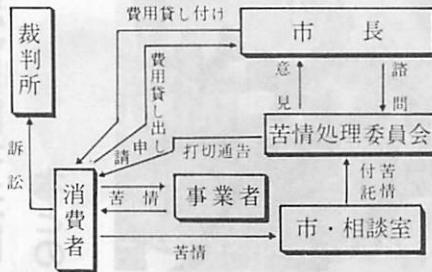
消費者苦情の処理

事業者と消費者との間ににおける苦情も、年々増加の傾向にあります。

これらの苦情は、本来事業者と消費者の間で解決すべき事柄ですが、この条例では消費者からの苦情の申し出があったときは、市長はその内容を調査し、適切な処理を行い、必要な場合は苦情処理委員会に付託することにしておりま

す。さらにこのよだな措置によって解決できないものは、社会的公正を図るという趣旨から、消費者が事業者を相手に訴訟をおこすことができます。その場合一定の要件を満たすときは、訴訟に充てる資金を貸し付けることになっています。

苦情処理システム



物価の安定



消費生活と関連の深い生活関連物資については、その供給が円滑に行われるよう、市長は事業者に協力を求めたり、生活関連物資の価格、需給動向を調査して市民に情報提供し、生活関連物資の不足や価格高騰の恐れのあるときは事業者に対し安定供給を要請いたします。

また、故意に価格をつり上げたり供給ストップさせるなどの行為については、実地調査を行い、その結果によっては、指導勧告等を行います。もし、事業者がこれに従わなかったり、正当な理由がない調査や報告を拒んだときは、消費者生活安定審議会の意見を聞いた上で公表いたします。

力ナメ役の 消費生活安定審議会

今後の消費者保護行政の具体的な運用については、重要事項を調査審議する機関として、学識経験者、事業者、消費者等で構成する「消費生活安定審議会」に諮り実施いたします。



積極的な姿勢が必要

相互信頼に期待

室蘭商工会議所専務理事 高島良道

消費者の、商品に対する苦情は、従来消費者と事業者との間において、円満に解決されて参ったのであり、今後もやはり両者間での話し合いが基本であると思います。相互にその立場を理解しながら解決につとめることが大事でないかと思います。

このたび「市民のくらしを守るために、市、事業者の努力はもとより、消費者の方々に、この条例をより育てるという、積極的な姿勢をもつていただきことが、何よりも必要なことがあります。しかし何んと申しましても、長



室蘭消費者協会長 副馬幹子

今後の消費者保護行政に期待

くらしをまもる条例は、室蘭市民が、一日も早く誕生する事を願っています。

条例の制定により、市民の消費生活はより豊かになり、消費者保護はさらに強化されることになりますので、久く事のできない生活基本条例かと思思います。消費者はもとより、業者も、消費者行政も、よりどころとなり条例レベルからの後退は出来なく歯止めとなりましょう。

今まで消費者の受けた被害の中に、個々の顔が少ないため、泣き寝入りしている方が相当数いらっしゃいますが、折角訴えます。

条例に関心を持って、学習活動をし、生活の中に密着させながら消費生活の向上に努め安定した市民生活を送りたいと思いま

す。

この条例が消費者を保護し、安心で豊かな消費生活の安定向上のため、市、事業者の努力はもとより、消費者の方々に、この条例を理解しながら解決につとめることが大事でないかと思います。

この条例が消費者を保護し、安心で豊かな消費生活の安定向上のため、市、事業者の努力はもとより、消費者の方々に、この条例を理解しながら解決につとめることが大事でないかと思います。

このたび「市民のくらしを守るために、市、事業者の努力はもとより、消費者の方々に、この条例をより育てるという、積極的な姿勢をもつていただきことが、何よりも必要なことがあります。しかし何んと申しましても、長

第26回市民文化祭

ステージ部門

行事名称	期間	時間	会場
合唱の夕べ	11月1日(月)	18:00~21:00	市民会館大ホール
パレエコンサート	11月3日(水)	13:00~17:00	文化センター大ホール
マンドリン演奏会	11月6日(土)	18:00~21:00	市民会館大ホール
民謡の旅	11月7日(日)	13:00~17:00	"
邦楽、舞踊公演	11月7日(日)	11:00~17:00	文化センター大ホール
三曲演奏会	11月7日(日)	9:00~17:00	文化センター4階
軽音楽76スペシャル	11月11日(木)	18:30~21:00	文化センター大ホール
ギターの夕べ	11月13日(土)	16:00~21:00	市民会館大ホール
吟道大会	11月14日(日)	9:00~17:00	"
吹奏楽演奏会	11月14日(日)	13:00~17:00	文化センター大ホール
謡曲大会	11月14日(日)	9:00~17:00	文化センター4階
演劇の夕べ	11月17日(水)	18:00~21:00	文化センター大ホール



昨年の文化祭から

ギャラリー部門

行事名称	期間	時間	会場
華道展	10月23日(土)~25日(日)	10:00~18:00	文化センター展示室
高文連書道、美術展	10月27日(水)~28日(木)	9:00~18:00	"
第41回室美展	10月29日(金)~31日(日)	10:00~18:00	"
書道、魚拓展	11月1日(月)~3日(水)	10:00~18:00	"
茶会	11月2日(火)~3日(水)	10:00~19:00	和室
菊花展覧会	11月2日(火)~4日(木)	9:00~18:00	産業会館
市民作品展	11月5日(金)~7日(日)	10:00~18:00	文化センター展示室
幼稚園児作品展	11月9日(火)~11日(木)	10:00~18:00	"
写真、日本画展	11月13日(土)~15日(月)	10:00~18:00	"

十一月三日の「文化の日」を中心として、市民文化祭が開催されます。文化センター、市民会館を主会場として、多彩な催しが繰り広げられます。日程は次のとおりです。

市民のみなさんのご参加、ご来場をお待ちしております。なお、行事名称の一部に、変更がある場合がありますので、あらかじめ、ご了承下さい。

くわしくは、室蘭文化連盟(文化センター内☎223-156)へお待ちしております。

11月5日~7日
市民作品展

作品募集

▽募集要領
・原則として、壁掛け可能な作品とします。
・壁掛けは一人二点以内、置物は一人一点

民の個人参加による、作品展を開催しますので、みなさんの応募をお待ちしています。

▽応募先
室蘭文化連盟(幸町六一二十三文化センター内☎223-156)

▽募集作品
押絵、木彫、七宝焼、らく焼、

青少年科学館催し案内

室蘭プラ模愛好会

▽募集対象
室蘭プラ模愛好会

・プラスチックモデルの部

①小学生の部 ②中学生の部
③高校・一般の部

市販のものに限らず自分で製作したもの、塗装、工作等審査の対象とする。
・模型・工作的部

①小学生の部 ②中学生の部
市販のものに限らず自分で考案製作したもの、紙、木、金工等の題材と着想は自由。

▽10月23日、24日
▽10月15日~21日

盆栽展と水石展

▽催し物2

▽催し物1

催し物1、2については、市政だより十月一日号をご覧下さい。

▽催し物3

模型作品コンクール展

▽11月12日~14日

▽賞
各部とも一位~三位
佳作数点とします。

▽申込みは

市青少年科学館では、次のとおり『模型作品コンクール展』を開催します。ただいま作品募集中です。どしどしご応募下さい。

▽とき
十一月十二日~十四日

▽共催
青少年科学館

▽申込みは
室蘭文化連盟(文化センター内☎223-156)

事業主にも“退職金”

掛金は全額所得控除

・加入資格

常時使用する従業員が二十人

(商業とサービス業では五人)

以下の事業主および会社や企業

組合・協業組合の役員の方です

一人で、あるいは家族だけで事

業を営んでいる方、又自由業の

方も加入できます。

・掛け金

毎月一〇五百円から最高二千円まで、加入後の増減額

もできます。

※その他、共済金の支払いや申

込み等の問合せは、室蘭商工会議所(☎22三一九六)へ。

・掛け金

掛金は全額所得控除

掛け金は全額が小規模企業共済

等掛け金控除として、そつくり課税対象から控除されます。また

一年以内の前納掛け金も同様に控除されます。

・制度の特色

掛け金は全額所得控除

掛け金は全額が小規模企業共済

等掛け金控除として、そつくり課税対象から控除されます。また

一年以内の前納掛け金も同様に控除されます。

・安全・確実

共済金・準共済金・解約金は

退職所得として取扱われますので、控除額が非常に大きくなっています。

△貸付制度

一年以上掛け金を払い込んだ加入者はその範囲内で即日簡易に事業資金の貸付が受けられます

“救急車”は

正しく利用

しましよう

市史コーナーはお休み

消費者コーナーと市史コーナーは、紙面の都合上、今回は休ませていただきます。



今月は、下道市民事業・受益者負担保険料期四期の納期です

<乳幼児相談> 無料	
11月2日	衛生課輪西分室
4日	市役所保健所
以上時間	9:40~11:00
	13:00~15:00
11月5、18日	白鳥台地区センター
	時間 13:00~14:00
11月17日	本輪西地区センター
29日	中島地区センター
以上時間	13:00~14:30
<6カ月児検診> 無料	
11月24日	衛生課輪西分室
25日	本輪西地区センター
26日	労働会館
30日	中島地区センター
時間	12:30~14:00
対象	昭和51年5月生まれの赤ちゃん。
※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診でありますので直接会場へおいで下さい。	
<一般健康相談> 無料	
11月22日	衛生課輪西分室 白鳥台地区センター

時間 10:30~11:30 13:00~15:00	16、17日 知利別ホームストア
※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。	18、19日 高砂ホームストア
12月6日 卫生課輪西分室 対象 昭和51年8月、9月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。	24、25、26日 中島ホームストア
時間 13:00~15:00 定員 30人	以上時間 10:00~11:30 13:00~16:00
<離乳食講習会> 無料	
12月6日 卫生課輪西分室 対象 昭和51年8月、9月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。	<3才児健診> 保健所主催 11月19日 輪西市民会館 時間 9:30~11:30 13:00~14:30
時間 13:00~15:00 定員 30人	対象 昭和48年7、8、9月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児
※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。	※室蘭保健所より個人通知いたします。
<母親学級> 無料	
12月1、8、15、22日 会場 卫生課輪西分室 時間 13:00~15:30 定員 30人	<定期予防接種> 11月分 25日 白鳥台地区センター 時間 13:00~13:45
市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。	9、16、30日 市役所保健室
<レントゲン撮影> 無料	
(11月分) 11月12日 港北ホームストア	10、17、24日 中島地区センター 11、18日
※15才未満及び70才以上の方は無料。 15才~69才までの場合は、有料(1回430円) 2週間間隔で2回接種。	